

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	小島新町線	熊本市池上町字中園 731番1地先から 同 所 同 字 650番 地先まで	42.0	単道改

2 供用開始する期日 平成16年7月2日

公 告

熊本県公告第500号

公示による送達

審査請求人 熊本市水前寺六丁目27-9

原野 好子

上記の者に送達すべき平成16年1月5日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、熊本市水前寺六丁目18番1号、熊本県健康福祉部生活保護・援護課内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第2項ただし書及び第3項の規定により公示する。

平成16年6月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第501号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成15年12月16日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により小国町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年6月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スギボ一の店「ゆめおぐに」
熊本県阿蘇郡小国町宮原1864-1
- 市町村意見について
大規模小売店舗立地法の趣旨に沿った、周辺地域の生活環境保持という見地からの意見の提出なし
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局振興調整室
平成16年6月9日から平成16年7月8日まで

熊本県公告第502号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同法第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成16年6月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロードシティ
熊本県球磨郡錦町西字打越715番1号 ほか
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
変更前 藤田株式会社 代表取締役 藤田 勲
変更後 藤田株式会社 代表取締役 藤田 勲
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 中山耕吉
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
新規 株式会社ファーストリテイリング
山口県山口市大字佐山7171番地1 代表取締役 玉塚元一
株式会社ベスト電器
福岡県福岡市中央区那の津二丁目1番12号 代表取締役 北田葆光
- 変更の年月日
平成16年4月19日
- 変更する理由